

別紙1

植物検疫くわ蕨における危害防止対策要綱の一部を次のように改正する。

第1から第5まで中「作業主任者」を「植物検疫くわ蕨作業主任者」に改め、第5を第6とし、第4を第5とし、第3を第4とし、第2を第3とし、第1を第2とし、第2の前に第1として次のように加える。

第1 定義

この要綱で植物検疫くわ蕨作業主任者とは、特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くわ蕨作業主任者専門講習の実施要綱(昭和5年3月5日付け農産第483号農産園芸局長通達)に基づき植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)が実施する植物検疫くわ蕨作業主任者専門講習(以下「検疫くわ蕨専門講習」という。)の修了者であつて、当該くわ蕨の実施責任者としてくわ蕨者により選任された者をいう。

第2の1の(7)のイを次のように改める。

イ 検疫くわ蕨専門講習において、本船くわ蕨の専門課程を修了した植物検疫くわ蕨作業主任者を設置している者であること。

第2の1の(7)のオ中「植物防疫所の危害防止に関する講習会後講者から」を「検疫くわ蕨専門講習において、本船くわ蕨の専門課程を後講した者から」に改める。

第3の1の(6)のオを次のように改める。

オ 検疫<W蒸専門講習において、はしけ<W蒸の専門課程を修了した植物検疫<W蒸作業主任者を設置している者であること。

第4の1の(5)を次のように改める。

(5) 検疫<W蒸専門講習において、サイロ<W蒸の専門課程を修了した植物検疫<W蒸作業主任者を設置している者であること。

第5の各項以外の部分も次のように改める。

第4のサイロにおける危害防止対策も準用するものとし、さらに次の点に注意すること。この場合において、第4の1の(5)中「サイロ<W蒸」とあるのは、「倉庫<W蒸(青酸ガス<W蒸を庫施する場合においては、青酸ガス<W蒸)」と読み替えるものとする。

第6の1の(2)のオを次のように改める。

オ 検疫<W蒸専門講習において、木材天幕<W蒸の専門課程を修了した植物検疫<W蒸作業主任者を設置している者であること。